

## 令和2年度第1回国民健康保険運営協議会からの修正点について

## (1) 第1回運営協議会での意見を受けての修正

## ① 第1回運営協議会での意見

- ・ 特定健診の受診率を高めることは前提として、医療費適正化のためには、その後の保健指導において、ハイリスク者の生活習慣改善、発症予防に取り組むことが重要と考えられるので、県及び市町村には、健診・保健指導の重要性の周知に関する取組みをお願いしたい。
- ・ 健診後の保健指導についてのPRが少ないように感じており、もっと後押しが必要ではないか。

## ② 修正内容

意見を踏まえ、中間見直し版の P.26「2 医療費の適正化に向けた取組（1）特定健康診査・特定保健指導の実施率及びがん検診受診率の向上」に以下の記載を追加する。

修正前	修正後
また、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のため、(中略)未受診者に対し電話勧奨や勧奨通知等を行う。	また、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のため、(中略)未受診者に対し電話勧奨や勧奨通知等を行う。 <u>加えて、県は市町村と連携しながら、特定健康診査・特定保健指導の受診の重要性の周知に取り組むとともに、実施率向上に効果的な好事例の横展開など、実施率が低迷している市町村に対して、その実情に応じた実施率向上のための取組について支援を行う。</u>

## (2) 市町村保険者からの法定の意見聴取を踏まえた修正

## ① 市町村保険者からの意見とそれに対する県の見解

資料2「国民健康保険法に基づき実施した「運営方針中間見直し(案)」に対する市町村保険者からの意見聴取結果」のとおり

## ② 修正内容

意見を踏まえ、中間見直し版の P.15「8 保険税(料)水準の統一に向けた議論」の記載を以下のとおり改める。

修正前	修正後
(略)本県における統一の範囲、目標年次、前提条件等の具体的な事項について、県と市町村による議論を深め、次期運営方針に議論の結果を反映することを目標とする。	(略)本県における統一の範囲、目標年次、前提条件等の具体的な事項について、県と市町村による議論を深め、次期運営方針に議論の結果を反映する。